新				IΒ	
愛媛県事務処理の特例に関する条例				愛媛県事務処理の特例に関する条例	
	平成12年3月2	4日			平成12年3月24日
	条例第1	1号			条例第11号
別表(第2条関係)			別ā	表(第2条関係)	
事務	市町			事務	市町
1~23 省略				1~23 省略	
24 診療放射線技師法(昭和26年法律第 226	保健所を設置			24 診療放射線技師法(昭和26年法律第 226	保健所を設置
号。以下この項において「法」という。)	する市			号。以下この項において「法」という。)	する市
及び法の施行のための規則に基づく事務の				及び法の施行のための規則に基づく事務の	
うち、次に掲げるもの				うち、次に掲げるもの	
(1) 省略				(1) 省略	
(2) 診療放射線技師法施行令(昭和28年政				(2) 診療放射線技師法施行令(昭和28年政	
令第 385号。以下この項において「政令				令第 385号。以下この項において「政令	
」という。) <u>第1条の2</u> の規定により知				」という。) <u>第1条</u> の規定により知	
事を経由する法第3条の規定に基づく免				事を経由する法第3条の規定に基づく免	
許の申請の受付及び当該申請に係る申請				許の申請の受付及び当該申請に係る申請	
書の知事への送付に関する事務並びに免				書の知事への送付に関する事務並びに免	
許証の交付に関する事務				許証の交付に関する事務	
(3) 政令 <u>第1条の4第2項</u> の規定により知				(3) 政令 <u>第1条の3第2項</u> の規定により知	
事を経由する同条第1項の規定に基づく				事を経由する同条第1項の規定に基づく	
診療放射線技師籍の訂正の申請の受付及				診療放射線技師籍の訂正の申請の受付及	
び当該申請に係る申請書の知事への送付				び当該申請に係る申請書の知事への送付	
に関する事務				に関する事務	
(4)~(6) 省略				(4)~(6) 省略	
25~29 省略	<u> </u>			25~29 省略	<u> </u>
30 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。	各市			30 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。	各市
以下この項において「法」という。)及び				以下この項において「法」という。)及び	

新		IΒ
法の施行のための規則に基づく事務のうち		法の施行のための規則に基づく事務のうち
、次に掲げるもの(2以上の市町の区域に		、次に掲げるもの(2以上の市町の区域に
わたるものに関するものを除く。)		わたるものに関するものを除く。)
(1) 省略		(1) 省略
(2) 法 <u>第31条の2第2項第14号八</u> の規定に		(2) 法 <u>第31条の2第2項第13号八</u> の規定に
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用		基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用
に供される優良な宅地の供給に寄与する		に供される優良な宅地の供給に寄与する
ものであることについての認定(適合証		ものであることについての認定 (適合証
明を含む。)の申請の受付及び当該申請		明を含む。)の申請の受付及び当該申請
に係る申請書の知事への送付に関する事		に係る申請書の知事への送付に関する事
務		務
(3) 法 <u>第62条の3第4項第14号八</u> の規定に		(3) 法 <u>第62条の3第4項第13号八</u> の規定に
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用		基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用
に供される優良な宅地の供給に寄与する		に供される優良な宅地の供給に寄与する
ものであることについての認定(適合証		ものであることについての認定 (適合証
明を含む。)の申請の受付及び当該申請		明を含む。)の申請の受付及び当該申請
に係る申請書の知事への送付に関する事		に係る申請書の知事への送付に関する事
務		務
(4)・(5) 省略		(4)・(5) 省略
31 省略		31 省略
32 租税特別措置法(以下この項において「	各町	32 租税特別措置法(以下この項において「 各町
法」という。)及び法の施行のための規則		法」という。)及び法の施行のための規則
に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2		に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2
以上の市町の区域にわたるものに関するも		以上の市町の区域にわたるものに関するも
のを除く。)		のを除く。)
(1) 省略		(1) 省略
(2) 法 <u>第31条の2第2項第14号八</u> の規定に		(2) 法 <u>第31条の2第2項第13号八</u> の規定に
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用		基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用
に供される優良な宅地の供給に寄与する		に供される優良な宅地の供給に寄与する

新	IΒ
ものであることについての認定(適合証	ものであることについての認定(適合証
明を含む。)の申請の受付及び当該申請	明を含む。)の申請の受付及び当該申請
に係る申請書の知事への送付に関する事	に係る申請書の知事への送付に関する事
務	務
(3) 法第62条の3第4項第14号八の規定に	(3) 法第62条の3第4項第13号八の規定に
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用	基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用
に供される優良な宅地の供給に寄与する	に供される優良な宅地の供給に寄与する
ものであることについての認定(適合証	ものであることについての認定(適合証
明を含む。)の申請の受付及び当該申請	明を含む。)の申請の受付及び当該申請
に係る申請書の知事への送付に関する事	に係る申請書の知事への送付に関する事
務	
(4)・(5) 省略	(4)・(5) 省略
33~49 省略	33~49 省略
50 都市計画法(昭和43年法律第 100号。以	今治市 <u>新居</u> 50 都市計画法(昭和43年法律第 100号。以 今治市 <u>及び新</u>
下この項において「法」という。)及び法	<u>浜市及び西条</u> 下この項において「法」という。)及び法 <u>居浜市</u>
の施行のための規則に基づく事務のうち、	<u>市</u> の施行のための規則に基づく事務のうち、
次に掲げるもの	次に掲げるもの
(1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の	(1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の
試掘等の許可に関する事務	試掘等の許可に関する事務
(1)の2 法第29条第1項及び第2項の規定	(1)の2 法第29条第1項及び第2項の規定
に基づく開発行為の許可に関する事務 (に基づく開発行為の許可に関する事務(
法第34条第9号の規定に基づく届出の受	法第34条第9号の規定に基づく届出の受
理に関する事務、法第34条第10号の規定	理に関する事務、法第34条第10号の規定
に基づく開発審査会への付議に関する事	に基づく開発審査会への付議に関する事
務及び法第35条の規定に基づく許可又は	務及び法第35条の規定に基づく許可又は
不許可の通知に関する事務を含む。)	不許可の通知に関する事務を含む。)
(2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開	(2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開
発行為の変更の許可に関する事務	発行為の変更の許可に関する事務
(3) 法第35条の2第3項の規定に基づく開	(3) 法第35条の2第3項の規定に基づく開

発行為の変更の届出の受理に関する事務 発行為の変更の届出の受理に関する事務 (4) 法第36条の規定に基づく開発行為に関 (4) 法第36条の規定に基づく開発行為に関 する工事完了の検査に関する事務 する丁事完了の検査に関する事務 (5) 法第37条第1号の規定に基づく建築制 (5) 法第37条第1号の規定に基づく建築制 限等の解除に関する事務 限等の解除に関する事務 (6) 法第38条の規定に基づく開発行為に関 (6) 法第38条の規定に基づく開発行為に関 する丁事の廃止の届出の受理に関する事 する丁事の廃止の届出の受理に関する事 (7) 法第41条(法第35条の2第4項におい (7) 法第41条(法第35条の2第4項におい て準用する場合を含む。)の規定に基づ て準用する場合を含む。)の規定に基づ く建築物の建ペい率等の指定及び建築物 く建築物の建ペい率等の指定及び建築物 の建築の許可に関する事務 の建築の許可に関する事務 (8) 法第42条の規定に基づく予定建築物等 (8) 法第42条の規定に基づく予定建築物等 以外の建築物等の新築等の許可及び国の 以外の建築物等の新築等の許可及び国の 機関との協議に関する事務 機関との協議に関する事務 (9) 法第43条の規定に基づく建築物等の新 (9) 法第43条の規定に基づく建築物等の新 築等の許可に関する事務(都市計画法施 築等の許可に関する事務(都市計画法施 行令(昭和44年政令第158号)第36条第1 行令(昭和44年政令第158号)第36条第1 項第3号ホの規定に基づく開発審査会へ 項第3号ホの規定に基づく開発審査会へ の付議に関する事務を含む。) の付議に関する事務を含む。) (10) 法第45条の規定に基づく地位の承継の (10) 法第45条の規定に基づく地位の承継の 承認に関する事務 承認に関する事務 (11) 法第46条及び第47条(同条第1項にあ (11) 法第46条及び第47条(同条第1項にあ っては、法第35条の2第4項において準 っては、法第35条の2第4項において準 用する場合を含む。)の規定に基づく開 用する場合を含む。)の規定に基づく開 発登録簿に関する事務(都市計画法施行 発登録簿に関する事務(都市計画法施行 規則(昭和44年建設省令第49号)第38条 規則(昭和44年建設省令第49号)第38条 の規定に基づく閲覧場所の設置及び閲覧 の規定に基づく閲覧場所の設置及び閲覧

規則に関する事務を含む。)

規則に関する事務を含む。)

(11)の2 法第55条の規定に基づく都市計画 (11)の2 法第55条の規定に基づく都市計画 施設の区域内の土地の指定等に関する事 施設の区域内の土地の指定等に関する事 (11)の3 法第56条第1項から第3項までの (11)の3 法第56条第1項から第3項までの 規定に基づく事業予定地内の十地の買取 規定に基づく事業予定地内の土地の買取 りに関する事務 りに関する事務 (11)の4 法第57条第1項から第3項までの (11)の4 法第57条第1項から第3項までの 規定に基づく事業予定地内の土地の先買 規定に基づく事業予定地内の土地の先買 い等に関する事務 い等に関する事務 (11)の5 法第57条の3第1項において準用 (11)の5 法第57条の3第1項において準用 する法第52条の2第1項及び第2項の規 する法第52条の2第1項及び第2項の規 定に基づく施行予定者が定められている 定に基づく施行予定者が定められている 都市計画施設の区域等内における土地の 都市計画施設の区域等内における土地の 形質の変更又は建築物の建築等の許可及 形質の変更又は建築物の建築等の許可及 び国の機関との協議に関する事務 び国の機関との協議に関する事務 (12) 法第80条第1項の規定に基づく第1号 (12) 法第80条第1項の規定に基づく第1号 から第10号までの事務に係る報告の徴収 から第10号までの事務に係る報告の徴収 、勧告等に関する事務 、勧告等に関する事務 (13) 法第81条の規定に基づく第1号から第 (13) 法第81条の規定に基づく第1号から第 10号までの事務に係る監督処分に関する 10号までの事務に係る監督処分に関する 事務 事務 (地) 法第82条の規定に基づく第1号から第 (地) 法第82条の規定に基づく第1号から第 10号までの事務に係る立入検査に関する 10号までの事務に係る立入検査に関する 事務 事務 (15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行 (15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行 のための規則に基づく事務であって規則 のための規則に基づく事務であって規則 で定めるもの で定めるもの

51 都市計画法(以下この項において「法」 各市町(中核 51 都市計画法(以下この項において「法」 各市町(中核 という。)及び法の施行のための規則に基 市、今治市、 という。)及び法の施行のための規則に基 市、今治市及 づく事務のうち、次に掲げるもの 新居浜市及び づく事務のうち、次に掲げるもの び新居浜市 (1) 法第29条第1項及び第2項の規定に基 西条市を除く (1) 法第29条第1項及び第2項の規定に基 を除く づく開発行為の許可の申請の受付及び当 づく開発行為の許可の申請の受付及び当 ,) ,) 該申請に係る申請書の知事への送付に関 該申請に係る申請書の知事への送付に関 する事務 する事務 (2) 法第34条第9号の規定に基づく土地等 (2) 法第34条第9号の規定に基づく土地等 に関する権利の届出の受付及び当該届出 に関する権利の届出の受付及び当該届出 に係る届出書の知事への送付に関する事 に係る届出書の知事への送付に関する事 務 (3) 法第35条の2第1項の規定に基づく開 (3) 法第35条の2第1項の規定に基づく開 発行為の変更の許可の申請の受付及び当 発行為の変更の許可の申請の受付及び当 該申請に係る申請書の知事への送付に関 該申請に係る申請書の知事への送付に関 する事務 する事務 (4) 法第35条の2第3項の規定に基づく開 (4) 法第35条の2第3項の規定に基づく開 発行為の変更の届出の受付及び当該届出 発行為の変更の届出の受付及び当該届出 に係る届出書の知事への送付に関する事 に係る届出書の知事への送付に関する事 務 務 (5) 法第36条の規定に基づく開発行為に関 (5) 法第36条の規定に基づく開発行為に関 する丁事完了の届出の受付及び当該届出 する丁事完了の届出の受付及び当該届出 に係る届出書の知事への送付に関する事 に係る届出書の知事への送付に関する事 務 務 (6) 法第37条第1号の規定に基づく建築制 (6) 法第37条第1号の規定に基づく建築制 限等の解除の承認の申請の受付及び当該 限等の解除の承認の申請の受付及び当該 申請に係る申請書の知事への送付に関す 申請に係る申請書の知事への送付に関す る事務 る事務 (7) 法第38条の規定に基づく開発行為に関 (7) 法第38条の規定に基づく開発行為に関 する工事の廃止の届出の受付及び当該届 する工事の廃止の届出の受付及び当該届

新	IΒ
出に係る届出書の知事への送付に関する	出に係る届出書の知事への送付に関する
事務	事務
(8) 法第41条第2項(法第35条の2第4項	(8) 法第41条第2項(法第35条の2第4項
において準用する場合を含む。)の規定	において準用する場合を含む。)の規定
に基づく建築物の建築の許可の申請の受	に基づく建築物の建築の許可の申請の受
付及び当該申請に係る申請書の知事への	付及び当該申請に係る申請書の知事への
送付に関する事務	送付に関する事務
(9) 法第42条第1項の規定に基づく予定建	(9) 法第42条第1項の規定に基づく予定建
築物等以外の建築物等の新築等の許可の	築物等以外の建築物等の新築等の許可の
申請の受付及び当該申請に係る申請書の	申請の受付及び当該申請に係る申請書の
知事への送付に関する事務	知事への送付に関する事務
(10) 法第42条第2項の規定に基づく国の機	(10) 法第42条第2項の規定に基づく国の機
関との協議の受付及び当該協議に係る協	関との協議の受付及び当該協議に係る協
議書の知事への送付に関する事務	議書の知事への送付に関する事務
(11) 法第43条第1項の規定に基づく建築物	(11) 法第43条第1項の規定に基づく建築物
等の新築等の許可の申請の受付及び当該	等の新築等の許可の申請の受付及び当該
申請に係る申請書の知事への送付に関す	申請に係る申請書の知事への送付に関す
る事務	る事務
(12) 削除	(12) 削除
(13) 法第45条の規定に基づく地位の承継の	(13) 法第45条の規定に基づく地位の承継の
承認の申請の受付及び当該申請に係る申	承認の申請の受付及び当該申請に係る申
請書の知事への送付に関する事務	請書の知事への送付に関する事務
(14) 削除	(14) 削除
(15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行	(15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行
のための規則に基づく事務であって規則	のための規則に基づく事務であって規則
で定めるもの	で定めるもの
52~60 省略	52~60 省略
61 削除	61 経済的理由により高等学校等の教育を受 各市
	けることが困難な者に対する学資金として

新	旧		
62 省略	の就学奨励補助金の給付に関する事務のうち、規則に基づく事務であって規則で定めるもの62 省略		

都市計画法施行条例(平成15年3月18日条例第31号)の一部改正	附則第3項に係る部分
新	旧
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。	第1条 この条例は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。
以下「政令」という。)	以下「政令」という。) <u>第19条第1項ただし書及び</u> 第31条ただし
書の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第 100号)の施行	書の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第 100号)の施行
に関し必要な事項を定めるものとする。	に関し必要な事項を定めるものとする。
	(開発行為の規模の特例)
	第2条 政令第19条第1項ただし書の規定により条例で定める規模
	は、東予広域都市計画区域(新居浜市の区域を除く。)に限り、
	1,000平方メートルとする。
<u>第2条</u> 省略	<u>第3条</u> 省略